平成２４年８月３１日

関係者各位

再生債務者　　ミ ナ ミ 株 式 会 社
管 財 人　　小　畑　英　一

事業譲渡の実行および再生計画案提出に関するお知らせ

平成２４年８月２７日、管財人は、東京地方裁判所に再生計画案を提出し、本日、東京地方裁判所は、民事再生法１６９条１項に基づき、再生計画案を決議に付する旨の決定を行いました。

また、本日、管財人は、東京地方裁判所による許可に基づき、再生債務者の全事業をミナミ株式会社（本店所在地：茨城県稲敷郡阿見町大字阿見5445-9、以下「新ミナミ」といいます。）譲渡いたしましたのでお知らせいたします。

今後，再生債務者の事業は新ミナミにおいて継続されることとなります。

関係者各位におかれましては、新ミナミへの円滑な事業承継へのご協力をお願いするとともに，引き続きご支援を賜りたくお願い申し上げます。

以 上